

生産情報公表牛肉のJAS規格のQ&A

平成20年12月

農林水産省消費・安全局表示・規格課

生産情報公表牛肉の J A S 規格の Q & A

I 生産情報公表牛肉の J A S 規格の改正関係

- (問 1) 今回（平成 20 年 1 1 月）の生産情報公表牛肉の J A S 規格の改正の経緯。
- (問 2) 平成 20 年 1 1 月の生産情報公表牛肉の J A S 規格改正の主な改正点は何ですか。
- (問 3) 生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準等が改正されたと聞きましたが、主な改正点は何ですか。
- (問 4) 今回の規格改正以前より生産情報公表牛肉の認定を受け J A S 格付を行っている、認定生産行程管理者及び認定小分け業者が、今回の規格改正により生産情報の管理、記録及び公表の方法等を変更する必要があるのでしょうか。
- (問 5) 外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛を生産情報公表牛肉の対象とする場合、生産情報（給餌した飼料の名称及び使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称等）の記録内容の確認は必要ですか、また、購入先の子牛生産農家へ遡及して確認する必要はありますか。
- (問 6) 外注管理していない肉用子牛を家畜市場を通じて購入し、購入先の子牛生産農家から生産情報（給餌した飼料の名称及び使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称等）の伝達を口頭で受ける場合、口頭による生産情報の伝達は認められますか。
- (問 7) 「家畜市場を通じて購入した肉用子牛」に月齢制限はあるのですか。
- (問 8) 今回の見直しにより、公表の様式（「別記様式」、「別記様式 1」及び「別記様式 2」）の規定がなくなりましたが、今後、どのような様式で公表したらよいのですか。
- (問 9) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者）の公表内容の見直しが行われましたが、管理者は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

II 生産情報公表牛肉の J A S 規格（総論）

- (問 10) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下「牛トレサ法」という。）と生産情報公表牛肉の J A S 規格の違いは何ですか。
- (問 11) 生産情報公表 J A S 規格とトレーサビリティとの関係はどのようなものですか。

(問 1 2) 生産情報公表 J A S 制度の目的は何ですか。

(問 1 3) 我が国と同様な牛の全頭検査体制がない国から輸入された牛肉も、生産情報公表 J A S 規格の対象となるのですか。

(問 1 4) 違反が確認された場合、どのような措置がなされるのですか。

Ⅲ 生産情報公表牛肉の J A S 規格

(1) (第 2 条関係・生産情報)

(問 1 5) 生産情報公表牛肉の J A S 規格では、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。また、生産情報公表牛肉の J A S 規格で定められている生産情報と牛トレサ法で定められている個体情報との違いは何ですか。

(問 1 6) 生産情報公表牛肉の J A S 規格の生産情報の具体的内容は、牛トレサ法と同一の内容でよいのですか。

(問 1 7) 生産情報の対象となる飼料とは何ですか。

(問 1 8) 生産情報の対象となる動物用医薬品とは何ですか。

(問 1 9) 動物用医薬品の薬効別分類は何に基づいて定められているのですか。

(問 2 0) 生産情報公表牛肉の J A S 規格の対象となる農林物資は何ですか。例えば「舌」、「内臓」、「小間切れ肉」等は対象となるのですか。

(2) (第 3 条関係・記録、保管及び公表)

(問 2 1) 生産情報は誰が記録・保管・公表するのですか。

(問 2 2) 生産情報の記録方法は決められているのですか。

(問 2 3) 生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

(問 2 4) 生産情報の公表方法は決められているのですか。

(問 2 5) 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。またその内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

(問 2 6) 管理者名 (牛の所有者等)、住所及び連絡先等を公表しない場合は、生産情報公表牛肉の対象とならないのですか。

(問 27) 飼料の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(問 28) 有機飼料、非遺伝子組み換え飼料を給餌している場合、例えば、「〇〇 (有機)」、「〇〇 (非遺伝子組み換え)」等と公表することができるのですか。

(問 29) 自家配合飼料は、どのように公表すればよいのですか。

(問 30) 給餌情報の中の牧草について、詳しく公表しなければならないのですか。

(問 31) 動物用医薬品の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(問 32) 動物用医薬品の薬効別分類は、どのように記録、公表するのですか。

(問 33) 購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品は記録、公表する必要があるのですか。

(問 34) 生産情報公表 JAS マークが付されていない牛肉も、給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することはできるのですか。

(問 35) 生産情報の公表は 20 頭以内の荷口ごとに公表するとはどういうことですか。

(3) (第 4 条関係・表示)

(問 36) 生産情報公表牛肉に表示すべき事項は何ですか。

(問 37) 有機農産物等については、有機 JAS マークが付されていなければ、「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」等の表示をすることができませんが、生産情報公表牛肉についても生産情報公表 JAS マークが付されていなければ、「生産情報公表〇〇」等の表示をすることはできないのですか。

(4) (第 5 条及び第 6 条関係・生産情報公表輸入牛肉)

(問 38) 「個体識別番号」と「個体識別情報」の違いは何ですか。

(問 39) 生産情報公表牛肉の JAS 規格の対象となっている牛を生体で輸入した場合、生産情報の一つである「牛の管理者」に該当するのは誰ですか。

IV 生産行程管理者

(1) 生産行程管理者とは

(問 40) どのようなものが認定生産行程管理者になれるのですか。

(問 4 1) 認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。

(問 4 2) 生産行程管理者の中で、牛肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）とは、具体的にどのようなものですか。

(問 4 3) 生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することはできるのですか。

(問 4 4) 認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。

(問 4 5) 生産行程管理者が認定を受ける場合、牧場にいる全ての牛が J A S 規格の基準に適合しなければ認定されないのですか。

(2) 生産行程管理者の技術的認定基準

(問 4 6) 一部の牛が J A S 規格の対象となる場合、対象と対象ではない牛は別に飼養管理すべきですか。

(問 4 7) 牛の個体識別番号は重複のない生涯唯一の固有番号であるが、海外の農場での個体識別情報が付された牛肉の場合、番号の重複により混乱は生じないのですか。

(問 4 8) 生産行程管理者が外注管理を行っている場合（外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入し J A S 規格の対象とする場合を含む。）、外注先の子牛繁殖農家等が生産情報を記録する様式は定められているのですか。

(問 4 9) 生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託（外注）している場合（外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入し J A S 規格の対象とする場合を含む。）、生産行程の管理又は把握を委託された子牛繁殖農家等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、生産行程管理者も保管する必要があるのですか。

(問 5 0) 生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。

(問 5 1) 生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者の構成員以外の者（子牛繁殖農家等）に委託（外注）している場合（外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入し J A S 規格の対象とする場合を含む。）、子牛繁殖農家の生産情報はどのように生産行程管理者に伝達するのですか。

(問 5 2) 生産行程管理者はどのような担当者を置くのですか。

(問 5 3) 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

(問 5 4) 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

(問 5 5) 生産情報公表牛肉の格付、J A S マークの貼付は誰が行うのですか。

V 小分け業者

(1) 小分け業者とは

(問 5 6) どのようなものが認定小分け業者になれるのですか。

(問 5 7) 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

(問 5 8) 生産情報公表牛肉の認定小分け業者は、生産情報公表豚肉の小分け業務もできるのですか。

(問 5 9) 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

(問 6 0) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合、認定小分け業者になることが必要ですか。

(問 6 1) 生産情報公表牛肉の J A S マークが付された牛肉を部分肉にする等の加工は行わず製品を卸すだけの流通業者又は J A S マークが付してあるパックされた生産情報公表牛肉を仕入れて店頭販売する小売販売業者は、小分け業者の認定が必要なのですか。

(問 6 2) 認定生産行程管理者である食肉加工場が自らスライスしたパック肉に J A S マークを貼付して販売する場合、小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

(問 6 3) 一つの登録認定機関から認定を受けた小分け業者が、別の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者から仕入れた生産情報公表牛肉を取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(2) 小分け業者の技術的認定基準

(問 6 4) 小分け業者はどのような担当者を置かなければならないのですか。

(問 6 5) 小分け責任者及び格付表示担当者が他の事業所に異動した場合、改めて講習を受ける必要があるのですか。

(問 6 6) 荷口は合計で 2 0 頭以内なら 2 つ以上の荷口を合わせることができるのですか。

(問67) 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

VI その他

(問68) JASマークの除去を所有者が行うのは、どのような場合ですか。

(問69) 外食店において、生産情報公表牛肉のJAS規格に合格した牛肉（JASマークが貼付された牛肉）を使用している旨を、表示をすることは可能ですか。

生産情報公表牛肉の J A S 規格の Q & A

この Q & A では、「登録認定機関」には登録外国認定機関、「生産行程管理者」には外国生産行程管理者、「小分け業者」には外国小分け業者も含まれます。

I 生産情報公表牛肉の J A S 規格の改正関係

(問 1) 今回 (平成 20 年 1 1 月) の生産情報公表牛肉の J A S 規格の改正の経緯。

(答)

J A S 規格では、社会のニーズの変化に対応させ、また、必要性の乏しくなった規格を整理するため既存の J A S 規格については 5 年以内に見直しを行うこととし、また、その際には、生産、取引、使用又は消費の現況や将来の見通しに加え、国際的な規格 (コーデックス規格) の動向を考慮することとしています。

生産情報公表牛肉の J A S 規格については、平成 15 年 10 月に制定されていることから、平成 19 年 2 月 28 日の農林物資規格調査会総会において見直しの検討を決定し、平成 20 年 3 月 5 日の農林物資規格調査会部会の審議を経て、平成 20 年 8 月 26 日の農林物資規格調査会総会で規格改正案が議決され、平成 20 年 1 1 月 1 1 日に告示されました。

(問 2) 平成 20 年 1 1 月の生産情報公表牛肉の J A S 規格改正の主な改正点は何ですか。

(答)

平成 20 年 1 1 月の改正の主な内容は以下の通りです。

- (1) 生産情報公表養殖魚の J A S 規格等との整合性を図る必要があることから、管理者の公表方法 (第 2 条関係) 及び名称の表示位置 (第 4 条及び第 6 条関係) を見直すこととしました。
- (2) 薬効別分類に定められていない動物用医薬品が新たに指定されたことから、該当する動物用医薬品の薬効別分類を追加し、また、このような薬効別分類が定められていない動物用医薬品に新たに薬効別分類を追加するまでの未設定の期間の対応として、「(1) から (22) までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤」に分類することとしました (第 2 条関係)。
- (3) 多くの肥育農家が肉用子牛を家畜市場から購入している実態を踏まえ、認定生産行程管理者が外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、給餌した飼料及び使用した動物用医薬品の生産情報が記録及び保管されているものについては、J A S 規格で定める生産情報を有するものとししました (第 3 条関係)。
なお、この改正により、購入先の肉用子牛の生産者が飼養するその他の子牛又はこのような生産者を、事後的に外注先として J A S 規格の対象にするわけではありません。

(問 3) 生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準等が改正されたと聞きましたが、主な改正点は何ですか。

(答)

生産情報公表牛肉の J A S 規格の見直しが行われたことに伴い、生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準等についても、以下の通り所要の見直しを行ないました。

(1) 生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準

- ① 生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準等との整合性を図る必要があることから生産行程管理担当者及び格付担当者の資格要件を見直し、また、生産情報の公表に創意工夫ができるようにするために、公表様式の「別記様式」の規定をなくしました。
- ② 生産情報公表牛肉の J A S 規格第 3 条に「外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛」の生産の方法の基準が追加されたことから肉用子牛の購入に関する規定を追加しました。

(2) 生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準

生産情報の公表に創意工夫ができるようにするために、公表様式の「別記様式 1」及び「別記様式 2」の規定をなくしました。

(問 4) 今回の規格改正以前より生産情報公表牛肉の認定を受け J A S 格付を行っている、認定生産行程管理者及び認定小分け業者が、今回の規格改正により生産情報の管理、記録及び公表の方法等を変更する必要があるのでしょうか。

(答)

規格改正以前より生産情報公表牛肉の認定を受けている認定生産行程管理者及び認定小分け業者が、今回の規格改正によりその生産情報の管理、記録及び公表の方法等を変更する必要はありません。しかし、認定生産行程管理者が、新たに家畜市場を通じて外注管理していない肉用子牛を購入し J A S 規格の対象とする場合は、内部規程に「肉用子牛の購入に関する事項」に関する規定を新たに設ける必要があります。

(問 5) 外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛を生産情報公表牛肉の対象とする場合、生産情報（給餌した飼料の名称及び使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称等）の記録内容の確認は必要ですか。また、購入先の子牛生産農家へ遡及して確認する必要はありますか。

(答)

生産行程管理者が、生産行程の管理又は把握の一部を構成員以外の者に委託（外注）する場合には、その委託先のほ場又は事業所を特定しておく必要があります。しかし、肉用子牛を家畜市場を通じて購入する場合、事前に子牛生産農家を特定することが困難な実態を考慮し、今回の規格見直しにおいて外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛については、その生産情報が記録及び保管されているものについては、J A S 規格で定める生産情報を有するものとししました。

そのため、外注管理されていない肉用子牛の生産情報の記録内容の確認については、事前に子牛生産農家の生産情報の管理状況を把握していないことから、より慎重に生産情報の内容を確認する必要があります。

また、その確認の方法についても、外注管理されている肉用子牛を家畜市場から購入し、その生産情報の記録内容を確認する方法と同様の確認作業を行う必要があります。

具体的には、

- ① 生産行程管理者が、外注管理されていない肉用子牛を家畜市場を通じて購入したならば、購入先の子牛生産農家へ購入した子牛を生産情報公表牛肉として取扱い子牛の生産情報等の伝達及びその生産情報を公表する旨の同意を取り付け（同意書等）、生産情報とその根拠書類を合わせて伝達してもらい、根拠書類と伝達された生産情報の照合ができるようにしておく必要があります。

- ② 生産行程管理者は、伝達された生産情報及び根拠書類の内容の確認のために外注管理していない肉用子牛の生産者へ遡及調査が必要と判断した場合や、登録認定機関が生産行程管理者の調査を行った際に、記録内容に不備等があった場合は、当該子牛生産農家に対して遡及して生産情報等の記録内容の確認を行う必要があります。
- ③ また、生産行程管理者は、当該子牛生産農家の飼料の購入先や牛の治療を行なっている獣医師等にも、必要に応じて当該子牛生産農家の生産情報の内容が適正か確認を行うことが望ましいと考えます。

(問6) 外注管理していない肉用子牛を家畜市場を通じて購入し、購入先の子牛生産農家から生産情報(給餌した飼料の名称及び使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称等)の伝達を口頭で受ける場合、口頭による生産情報の伝達は認められますか。

(答)

生産行程管理者が、外注管理していない子牛生産農家又は外注管理している子牛生産農家から生産情報を口頭により伝達を受けても、当該生産情報が記録及び保管がされているとは判断できないため、JAS規格の生産情報の伝達としては認められません。

また、生産情報の根拠の伝達についても、口頭ではなく書類等で伝達する必要があります。

(問7) 「家畜市場を通じて購入した肉用子牛」に月齢制限はあるのですか。

(答)

厳密な月齢制限はありません。ただし、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令(昭和63年政令第347号)では、月齢満12ヶ月未満としており、家畜市場で子牛として取引される範囲と考えています。

(問8) 今回の見直しにより、公表の様式(「別記様式」、「別記様式1」及び「別記様式2」)の規定がなくなりましたが、今後、どのような様式で公表したらよいのですか。

(答)

今回の見直しでは、公表される生産情報がより消費者にわかりやすく提供できるように、生産行程管理者及び小分け業者自らが公表の様式を創意工夫できるようにするため、公表の様式(「別記様式」、「別記様式1」及び「別記様式2」)の規定をなくしました。

改正後は、以下のことに留意し公表する必要があります。

- ① 改正後も、改正前に使用していた「別記様式」、「別記様式1」及び「別記様式2」を引き続き使用し公表することは問題はありません。なお、独自に様式を作成する際には、生産情報とそれ以外の情報とに分けて公表する必要があります。

なお、生産情報に補足説明をつける場合、生産情報と分けることにより消費者にその説明がわかりにくくなる場合などは、生産情報と分けなくてもよいこととします。

- ② 小分け業者が、複数の生産情報を荷口化し公表を行う場合、改正前の様式を使用し複数の生産情報をひとつの様式に取りまとめて公表することも可能です。また、独自に様式を作成したり生産行程管理者が公表している様式をそのまま使用して公表することも可能です。ただし、消費者に負担をかけずにわかりやすく生産情報が入手できるように配慮して公表する必要があります。

(問9) 管理者(牛の所有者その他牛を管理する者)の公表内容の見直しが行われましたが、管理者は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

(答)

管理者は、管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先の情報を公表する必要がありますが、管理者の連絡先などの個人情報(プライバシー)の公表については十分留意する必要がありますことから、今回の見直しにおいて、認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先を公表することにより、管理者は、管理者の氏名又は名称及び住所を公表すればよいこととし、管理者の連絡先を省略することができ、また、住所についても大字までの公表でもかまわないこととしました。

(公表例)

- 認定生産行程管理者の名称 : ○○牛生産者グループ
- 認定生産行程管理者の住所 : ○○県○○市○○町99番地9
- 認定生産行程管理者の連絡先 : TEL 000-000-0000
- 管理者の氏名及び住所 : ○山 ○男 (○○県○○市○○町大字○○)

II 生産情報公表牛肉の J A S 規格（総論）

（問 1 0）牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 1 5 年法律第 7 2 号。以下「牛トレサ法」という。）と生産情報公表牛肉の J A S 規格の違いは何ですか。

（答）

牛トレサ法は、牛肉の安全性に対する信頼確保や B S E のまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産・流通の各段階において、当該牛の飼養履歴の届出及び当該個体識別番号の正確な伝達を義務付ける制度として、生産段階は平成 1 5 年 1 2 月 1 日から施行されました。（流通段階は平成 1 6 年 1 2 月 1 日から施行。）

一方、生産情報公表 J A S 制度は、トレーサビリティの導入など「食卓から農場まで」顔の見える仕組みの整備の一環として、事業者が自主的に食品の生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が認定する任意の制度で、まず、牛肉についてこの規格を制定し、平成 1 5 年 1 2 月 1 日から施行されています。

生産情報公表牛肉の J A S 規格と牛トレサ法との主な相違点は、

- ① 牛トレサ法が、生産段階、と畜段階及び流通段階で法的に義務付けられている制度であるのに対し、本 J A S 規格は、生産者等が登録認定機関の認定を受け、認定生産行程管理者として自ら J A S 規格に適合しているか検査を行い、検査に適合している食品に J A S マークを貼付して販売する任意の制度であること
 - ② 本 J A S 規格により公表される生産情報には、牛トレサ法により公表される生産情報に含まれない飼料及び動物用医薬品の情報が含まれること
 - ③ 牛トレサ法が国内で生産された牛肉のみ対象としているのに対し、J A S 規格は国内で生産された牛肉のみならず外国から輸入された牛肉も対象となり得ること
- です。

生産情報公表牛肉の J A S 規格と牛トレサ法の主な違いを表にすれば、次のとおりです。

	生産情報公表牛肉の J A S 規格	牛トレサ法
強制力	・任意	・義務
対象	・国内で生産された牛肉及び外国から輸入された牛肉（加工食品は除く） ・外食店は対象外	・国内で生産された牛肉（加工食品は除く） ・販売業者（牛肉の販売の事業を行う者） ・特定料理提供業者（焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）も対象
識別情報	・ <u>個体識別番号</u> （外国から輸入された牛肉にあつては個体識別情報）、 <u>荷口番号</u>	・ <u>個体識別番号</u> 、 <u>荷口番号</u>
管理記録公表されるべき情報 （うち公表される情報は網かけ）	<p><生産情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>出生の年月日</u> ・<u>雌雄の別</u> ・<u>管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日</u> ・<u>牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日</u> ・<u>とさつの年月日</u> ・<u>牛の種別</u> ・<u>と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地</u> ・<u>管理者が給餌した飼料の名称</u> ・<u>管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称</u> 	<p><個体識別台帳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>個体識別番号</u> ・<u>出生又は輸入の年月日</u> ・<u>雌雄の別</u> ・<u>管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日及び終了の年月日</u> ・<u>飼養施設の所在地（都道府県）及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日及び終了の年月日</u> ・<u>とさつ、死亡又は輸出の年月日</u> ・<u>牛の種別</u> ・<u>牛の管理者の連絡先</u> ・<u>と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地</u> ・<u>母牛の個体識別番号</u> ・<u>輸入者の氏名又は名称及び住所</u> ・<u>輸入先の国名及び輸入者の連絡先</u> ・<u>輸出先の国名並びに輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先</u> <p>※網かけをしていない事項についても、本人が同意した場合は公表されます。</p>
情報の公表方法	・認定生産行程管理者又は認定小分け業者 ・ファックス、インターネット又は店頭表示など	・インターネットにより独立行政法人家畜改良センターのホームページで公表される
荷口化可能頭数	・20頭以内	・50頭以内

(注) 下線部分は、J A S 規格と牛トレサ法共通の事項

(問 1 1) 生産情報公表 J A S 規格とトレーサビリティとの関係はどのようなものですか。

(答)

食品のトレーサビリティとは、生産、処理・加工、流通・販売等の各段階で、食品の仕入先、販売先、生産・製造方法などの記録をとり、保管し、食品とその情報を追跡し、遡及できることをいいます。

生産情報公表 J A S 規格は、こうしたトレーサビリティによる「食卓から農場まで」顔の見える仕組みの一環として、そのうちの生産部分に係る情報（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号。以下「J A S 法」という。）では「生産の方法についての基準」）を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する仕組みです。

(問 1 2) 生産情報公表 J A S 制度の目的は何ですか。

(答)

生産情報公表 J A S 制度は、消費者が生産履歴の明らかな食品を安心して購入できるように、食品の生産情報が正確に記録・保管・公表されているかどうかを農林水産大臣に登録された第三者機関（登録認定機関）が生産者等を認定し、その生産者等自らが J A S 規格に適合しているか検査を行い、検査に合格したものに J A S マークを貼付して販売することができるようにした制度です。

本制度により、J A S マークによって生産履歴が明らかな食品であることを消費者が容易に識別できるようになり、また、生産者等も、J A S マークによって、そのような食品であることを消費者に付加価値としてアピールできるというメリットが期待されます。

(問 1 3) 我が国と同様な牛の全頭検査体制がない国から輸入された牛肉も、生産情報公表 J A S 規格の対象となるのですか。

(答)

J A S 制度では、内外無差別を原則としていますので、外国から輸入された牛肉も国内で生産された牛肉と同様に生産情報公表牛肉の J A S 規格の対象となります。

生産情報公表牛肉の J A S 規格では、外国から輸入された牛肉についても国内で生産された牛肉と同様の生産情報の記録・保管・公表を求めており、個体識別情報を付した耳標等により牛の個体を管理し、その牛の生産情報が記録・保管・公表されているなど生産情報公表牛肉の J A S 規格に適合していれば、認定生産行程管理者は、当該牛肉に生産情報公表 J A S マークを貼付することができます。

(問 1 4) 違反が確認された場合、どのような措置がなされるのですか。

(答)

J A S マークは国が定めた品質についての基準（品位、成分、性能その他の品質についての基準や生産方法についての基準）に適合することを認証するものであり、不正な行為がなされないよう、次の措置が定められています。

- ① 違反が疑われる場合、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、登録認定機関又は認定事業者に対して立入検査等を実施し、事実確認を行います。
- ② 認定事業者による格付又は J A S マークの表示が適当でない場合は、改善命令や J A S マークの除去・抹消命令の対象となります。

Ⅲ 生産情報公表牛肉の J A S 規格

(1) (第 2 条関係・生産情報)

(問 1 5) 生産情報公表牛肉の J A S 規格では、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。また、生産情報公表牛肉の J A S 規格で定められている生産情報と牛トレサ法で定められている個体情報との違いは何ですか。

(答)

生産情報公表牛肉の J A S 規格第 2 条に規定されている生産情報を公表することになります。

具体的には

- (1) 出生の年月日
 - (2) 雌雄の別
 - (3) 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日
 - (4) 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
 - (5) とさつの年月日
 - (6) 牛の種別
 - (7) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地
 - (8) 管理者が給餌した飼料の名称
 - (9) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- を公表することになります。

上記のうち、(1)～(7)の情報が牛トレサ法により公表が義務付けられる牛の個体情報(管理者の氏名又は名称等個人が特定できる情報は、本人が同意した場合に公表)ですが、J A S 規格では、その情報に(8)の飼料及び(9)の動物用医薬品の情報を付加したものを生産情報としています。

(問 1 6) 生産情報公表牛肉の J A S 規格の生産情報の具体的内容は、牛トレサ法と同一の内容でよいのですか。

(答)

生産情報公表牛肉の J A S 規格第 2 条で定める「(1)出生の年月日」から「(7)と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地」までの生産情報は、国内で生産された牛肉については牛トレサ法で提供される個体情報と全く同一の内容となります。

なお、子牛で輸入され、国内でと畜された牛肉については、牛トレサ法で提供される輸入後の個体情報に加え、輸入前の生産情報、具体的には、

- (1) 出生の年月日
- (2) 出生から当該牛が輸入されるまでの間の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日
- (3) 出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
- (4) 出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の管理者の連絡先及び J A S 規格で求められる
- (5) 管理者が給餌した飼料の名称

(6) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が追加的に必要となります。

(問 17) 生産情報の対象となる飼料とは何ですか。

(答)

生産情報の対象となる飼料は、粗飼料、濃厚飼料、配合飼料、混合飼料及び飼料添加物など「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和28年法律第35号)第2条に定める「飼料及び飼料添加物」が該当し、それぞれの名称(商品名)を公表することになります。

なお、給餌した飼料及び飼料添加物はすべて公表する必要があります。

(問 18) 生産情報の対象となる動物用医薬品とは何ですか。

(答)

生産情報の対象となる動物用医薬品は、薬事法(昭和35年法律第145号)第49条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品が該当し、それぞれの名称(商品名)を薬効別分類とともに公表することになります。

具体的には、①ワクチン、麻酔剤等の購入時に診療に基づく獣医師の指示書等が必要な「要指示医薬品」及び②抗生物質、合成抗菌剤等の購入時に診療に基づく獣医師の指示書等が必要で使用時に使用規制基準の遵守が必要な「使用規制対象医薬品」が該当します。

なお、JAS規格では、消費者に分かりやすい情報を提供する観点から、動物用医薬品であってもビタミン剤、カルシウム剤、ぶどう糖液、固形塩等の購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品はJAS規格の生産情報の対象外とし、公表される情報が過度に複雑なものとならないようにしています。

(問 19) 動物用医薬品の薬効別分類は何に基づいて定められているのですか。

(答)

動物用医薬品の薬効別分類は、社団法人日本動物用医薬品協会の「家畜共済薬効別薬価基準表」を基に分類しています。

(問 20) 生産情報公表牛肉のJAS規格の対象となる農林物資は何ですか。例えば「舌」、「内臓」、「小間切れ肉」等は対象となるのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格の対象となる農林物資は、生産情報公表特定牛肉と生産情報公表輸入牛肉です。

このうち生産情報公表特定牛肉の対象とするには、まず、牛トresa法上の特定牛肉に該当していることが必要であり、と畜場や食肉処理場から搬出される一般的な状態である「枝肉」や「部分肉」、小売段階の商品の状態である「精肉」が対象となり、「舌」、「内臓」等「牛肉」以外の「臓器及び可食部分」については、対象外となります。

一方、牛トresa法上の特定牛肉に該当しない牛肉(例：小間切れ肉)については、国内・外国いずれの地で生産された牛肉であっても、生産情報公表牛肉のJAS規格上、全ての生産情報について認定生産行程管理者が記録及び保管すべき「生産情報公表輸入牛肉」として取り扱うこととしています。

(2) (第3条関係・記録、保管及び公表)

(問21) 生産情報は誰が記録・保管・公表するのですか。

(答)

生産情報の記録・保管・公表は認定生産行程管理者が責任をもって行うこととなります。

なお、小分けの過程において生産情報公表牛肉がいずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難で、その生産情報公表牛肉を20頭以内に荷口化し、荷口番号を付与した場合は、荷口化した小分け業者が荷口番号を記録・保管・公表することとなります。

ただし、この場合であっても、認定生産行程管理者は荷口に含まれる個々の牛についての生産情報を記録・保管するとともに、荷口に含まれる個々の牛ごとの生産情報を公表していなければなりません。

(問22) 生産情報の記録方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、生産情報が牛の個体識別番号又は個体識別情報ごとに記録されているとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。

具体的には、次のような例が考えられます。(規格上生産情報として記録が義務付けられている事項に網掛けしています。)

・牛の個体識別情報（個体識別番号又は個体識別情報）

出生年月日	○年○月○日
雌雄の別	オス
管理者の氏名又は名称 管理者の住所 管理者の連絡先 管理の開始年月日	農林太郎又は○○牧場 ○県○市○町○○番地 登録電話番号 ○年○月○日
飼養施設の所在地 飼養の開始年月日	○県○市○町○○番地 ○年○月○日
とさつ年月日	○年○月○日
牛の種別	黒毛和種
と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びにと畜場の名称及び所在地	○○食肉卸売市場 電話番号 ○○市と畜場 ○県○市○町○○番地

・給餌情報（個体識別番号又は個体識別情報）

区 分	飼 料 の 名 称	生後ほ乳期	幼齢期	肥育期
粗飼料	牧草		○	○
	シバ		○	○
	稲わら		○	○
濃厚飼料 (単体)	トウモロコシ	○	○	○
	ふすま	○		○
	大豆油かす			○
配合飼料	代用乳 ○○○○	○		
	人工乳 ○○○○	○		
	○○印○○用配合飼料		○	○
	○○印○○用配合飼料			○
	○○印○○用配合飼料			○
混合飼料	○○印○○用○○			○

（注）配合飼料及び混合飼料の種類については、飼料の名称を記入すること。

・投薬情報（個体識別番号又は個体識別情報）

投薬年月日	病 状	使用した動物用医薬品
○年○月○日	コクシジウム感染症 血様下痢	合成抗菌剤（ジメトキシ注）
○年○月○日	肺炎 発熱、発咳、鼻漏	抗生物質製剤（テラマイシン LA 注射液）

(問 2 3) 生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の記録の保管方法は、特に定められていません。このため、紙や電子媒体等による保管が可能ですが、生産情報の記録は牛のとさつの日から3年以上保管することとなっていますので、記録を紛失しないように適切に管理する必要があります。

なお、記録を紛失した場合、公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなります。このことは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「JAS法施行規則」という。）第72条に定める「公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなる。」に該当することから、JAS法第19条の12の規定により当該牛肉を所有する生産業者又は販売業者が、JASマークの除去・抹消を行う必要があります。

(問 2 4) 生産情報の公表方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の公表方法は、ファックス、ホームページ等消費者が生産情報を入手することが可能な方法であれば、その方法は問いません。

ただし、問い合わせによる電話対応など、口頭による生産情報の伝達は認められません。

なお、ホームページで生産情報を公表する場合、消費者に負担をかけずに生産情報が入手できるよう、1ヶ所で生産情報が入手できるようにすることが必要であり、例えば、牛トレサ法に基づき開示されている情報については、別途情報が入手可能だとしても、その記載を省略してはいけません。

(問 2 5) 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。またその内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格で定められている生産情報以外の情報を事実即して公表することは可能です。

また、生産情報公表牛肉のJAS規格で定められている生産情報も含めて公表することとされている情報については、事業者の当然の責務として消費者等からの問い合わせに対し応答する必要があると考えます。

(問 2 6) 管理者名（牛の所有者等）、住所及び連絡先等を公表しない場合は、生産情報公表牛肉の対象とならないのですか。

(答)

牛トレサ法では、管理者の氏名等個人が特定できる情報は非公表（本人が同意した場合は公表）とされていますが、生産情報公表牛肉のJAS規格では、消費者の知りたい情報として、個人を特定できる情報も公表する必要があり、公表していない場合、生産情報公表牛肉のJAS規格として格付を行い又はJASマークを貼付することはできません。

(問 2 7) 飼料の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(答)

生産情報の記録方法について、様式は定められていませんが、牛の個体ごとに情報を記

録するとともに生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。(問22を参照)

また、JAS規格において公表すべきとされているのは、給餌した飼料の名称であり、具体的には、「〇〇印〇〇用配合飼料 商品名」と記載して公表することとなります。

なお、配合飼料などの原材料の内容等について詳細な情報が知りたい場合は、(社)日本科学飼料協会(<http://kashikyo.lin.go.jp/>)で概ね入手することができます。

(問28) 有機飼料、非遺伝子組み換え飼料を給餌している場合、例えば、「〇〇(有機)」、「〇〇(非遺伝子組み換え)」等と公表することができるのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格では、有機飼料、非遺伝子組み換え等の公表まで求めていませんが、事実在即していれば、任意の情報として公表することは可能です。

(問29) 自家配合飼料は、どのように公表すればよいのですか。

(答)

生産情報公表JAS規格では、生産情報を事実在即して公表することが求められていますので、自家配合飼料についても、すべての原材料名を公表することが必要となります。

具体的には、単味原料や飼料添加物を自家配合して給与している場合は、すべての原材料名を公表することになります。

(問30) 給餌情報の中の牧草について、詳しく公表しなければならないのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格では、給餌した牧草の種類について、細かく公表することまでは求めていません。

しかし、生産者が給餌した牧草の種類についての情報を台帳等に記録して、消費者から求められた場合に回答できるようにしておくことが望ましいと考えます。

(問31) 動物用医薬品の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(答)

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、牛の個体ごとに情報を記録するとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。(問22を参照)

また、JAS規格において公表すべきとされているのは、使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称であり、具体的には、「合成抗菌剤(商品名)」と記載して公表します。

なお、動物用医薬品の内容等について詳細な情報が知りたい場合は、農林水産省動物医薬品検査所(http://www.nval.go.jp/asp/asp_dbDR_idx.asp)で入手することができます。

(問32) 動物用医薬品の薬効別分類は、どのように記録、公表するのですか。

(答)

動物用医薬品の薬効別分類は、生産情報公表牛肉のJAS規格第2条第4項に定める分類に従って記録、公表することになります。

また、薬効別分類における次の分類を公表する場合の記載については、次のとおり省略して記載することも可能です。ただし、省略して記載する場合には、その正式名称がわかるように欄外に明記してください。

- ① (9) : (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤 ⇒ 循環器官系用剤等
- ② (19) : (14)から(18)までに掲げる薬剤以外の病原微生物及び寄生性皮膚疾患用剤 ⇒ 寄生性皮膚疾患用剤等
- ③ (22) : (20)及び(21)に掲げる薬剤以外の生物学的製剤 ⇒ 生物学的製剤
- ④ (23) : (1)から(22)までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤 ⇒ その他

なお、薬効別分類が定められていない動物用医薬品を使用した場合、「その他」として記載することとなりますが、消費者等から「その他」とした動物用医薬品の使用目的等の問い合わせに対し生産行程管理者は、応答する必要があると考えます。

さらに、使用目的を生産情報の補足情報として記載することも可能です。(問8参照)

(問33) 購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品は記録、公表する必要があるのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格では、購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品について、公表すべき生産情報に該当しませんが、消費者等からの問い合わせに答えるため台帳等には記録されていることが望ましいと考えます。

(問34) 生産情報公表JASマークが付されていない牛肉も、給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することはできるのですか。

(答)

生産情報公表JASマークが付されていない牛肉についても、各々の事業者が独自に給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することは可能です。

ただし、生産情報公表JASマークが付されていれば、生産情報が全国一律の規格により公表されていることが証明されるので、消費者からの信頼を得やすいものと考えます。

(問35) 生産情報の公表は20頭以内の荷口ごとに公表するとはどういうことですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格では、生産情報を一頭ごとに事実即して公表することが原則ですが、流通過程において、複数の牛の肉を一括して小売向けのパックにする場合等いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難である場合には、20頭以内の荷口ごとに単一の番号を付し、その荷口単位で生産情報の公表を行うことを認めています。

この場合には、単一の荷口の情報として、最大20頭の生産情報が列記されることになります。

(3) (第4条関係・表示)

(問36) 生産情報公表牛肉に表示すべき事項は何ですか。

(答)

生産情報公表牛肉についても、一般の牛肉と同様 J A S 法及びその他の法令等に定められている表示事項を表示することとなりますが、生産情報公表牛肉では、生産情報公表 J A S マークが付されるとともに、生産情報公表牛肉の J A S 規格に定める事項を表示しなければなりません。具体的には、次の事項を表示しなければなりません。

(1) 名称

平成20年11月の改正で、商品のプライスラベルの表示スペースや商品のデザインなどの関係を考慮し、その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表牛肉」と表示が出来るようになりました。

なお、改正前の名称の表示の方法で記載しても問題はありません。

(2) 牛トresa法に定める特定牛肉については、「個体識別番号又は荷口番号」、生産情報公表牛肉の J A S 規格に定める生産情報公表輸入牛肉については、「個体識別情報又は荷口番号」を表示します。

(3) 生産情報公表牛肉の J A S 規格で定める「生産情報の公表の方法」(ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先)を表示します。

なお、①小売業者以外の販売業者において、生産情報が容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、又は②小売業者において、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して生産情報の全てが表示されている場合には、「生産情報の公表の方法」の表示を省略することができます。

また、文字の大きさについては、容器又は包装に活字を印刷する場合には、日本工業規格 Z 8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で表示しなければなりません(生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)第4条第4項)。

(問37) 有機農産物等については、有機 J A S マークが付されていない場合は、「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」等の表示をすることができませんが、生産情報公表牛肉についても生産情報公表 J A S マークが付されていない場合は、「生産情報公表〇〇」等の表示をすることはできないのですか。

(答)

有機農産物については、J A S 法第19条の15第1項の規定により、名称の表示の適正化を図ることが特に必要な農林物資として指定され(指定農林物資)、有機 J A S マークを貼付していないものには「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」等と表示してはならないこととされています。

一方、生産情報公表牛肉については、同項に基づく指定を受けていませんので、生産情報公表 J A S マークが付されていない牛肉であっても「生産情報公表〇〇」等の表示をすることは可能です。

ただし、生鮮食品品質表示基準の第6条に定める誤認防止規定により、「J A S 格付品」等あたかも J A S 格付を受けた製品であると誤認されるような表示を行うことや生産情報の公表を行っていないのに「生産情報公表〇〇」と表示することはできません。

(4) (第5条及び第6条関係・生産情報公表輸入牛肉)

(問38) 「個体識別番号」と「個体識別情報」の違いは何ですか。

(答)

「個体識別番号」は、我が国の牛トレサ法で定める牛の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号です。一方、「個体識別情報」は、外国においてJAS規格で定める牛の個体を識別するために必要な番号等をいいます。

JAS規格では、個体ごとに生産情報を管理することになっていますが、外国との関係で、その管理の仕方を整理すれば、次のとおりです。

- (1) 国内で出生し、国内でと畜される牛の場合
牛トレサ法で定める個体識別番号で管理
- (2) 外国で出生し、子牛等で輸入され、国内で肥育、と畜される牛の場合
出生から輸入されるまでの間は、個体識別情報（牛の個体を識別するために必要な番号等）で管理し、輸入後は牛トレサ法で定める個体識別番号で管理
- (3) 外国で出生し、外国でと畜される牛の場合
個体識別情報（牛の個体を識別するために必要な番号等）で管理

(問39) 生産情報公表牛肉のJAS規格の対象となっている牛を生体で輸入した場合、生産情報の一つである「牛の管理者」に該当するのは誰ですか。

(答)

牛の管理者とは牛を実質的に管理しうる立場にある者を言います。したがって、出生後の海外における生産者や輸入後の国内における生産者に加え、輸入業者も牛の管理者となります。

なお、輸入のために外国から国内へ移動している期間中に給餌された飼料及び使用した動物用医薬品についても公表することとなります。

IV 生産行程管理者

(1) 生産行程管理者とは

(問 4 0) どのようなものが認定生産行程管理者になれるのですか。

(答)

認定生産行程管理者になれるものについては、農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして、JAS法施行規則第27条により、

- (1) 牛肉の生産業者
- (2) 牛肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）
- (3) 牛肉の販売業者

と定められています。

なお、牛肉の生産業者とは、牛肉を生産する業者、すなわち生体牛がと畜されて牛肉になる時点において当該牛肉を所有する業者（＝肥育農家）を指します。したがって、牛そのものは生産するが、牛肉は生産しない子牛繁殖農家、牛肉そのものの所有権を有さず単に処理を行うだけのと畜場は単独で認定を受けることはできず、認定を受ける場合は、上記(2)のように肥育農家を構成員とする法人や人格のない社団又は財団の一員となって、一体的に認定を受ける必要があります。

この(1)から(3)のいずれかに該当する者が、認定生産行程管理者となるためには、登録認定機関に対し認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」（平成15年10月31日付け農林水産省告示第1796号）に適合していることを確認され、認定を受けなければなりません。

(問 4 1) 認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。

(答)

認定生産行程管理者は、主に、①牛肉の生産行程を管理し、又は把握するものとして、子牛の生産から肥育生産、と畜段階までの生産行程を管理・把握する業務、②生産情報を事実即して公表する業務、及び③生産情報が記録・保管・公表され、JAS規格に適合しているかどうか検査を行い、適合している牛肉にJASマークを貼付する業務（格付及び格付表示の貼付の業務）を行うこととなります。

また、①の業務の一部を外注（委託）することは可能ですが、この場合には、認定生産行程管理者は外注先をきちんと管理して常に生産行程の管理・把握を行っておく必要があります。

なお、③の格付及び格付表示の貼付については、JAS法第18条第1項第2号により、認定生産行程管理者以外の者がJASマークの貼付をすることは禁止されていることから、第三者に外注（委託）することはできません。

(問 4 2) 生産行程管理者の中で、牛肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）とは、具体的にどのようなものですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格については、子牛の繁殖農家、肥育農家、と畜場等複数

の主体が関与してくるため、生産行程の管理方法についても、

(1) 例えば、肥育農家が生産行程管理者となり、自ら肥育農家の生産行程を管理し、それ以外の子牛繁殖農家、と畜場等生産行程管理者以外の者に生産行程の管理の一部を委託して子牛繁殖農家からと畜までの生産情報公表牛肉に係る生産行程を管理する場合（この場合、肥育農家自身による J A S マークの貼付が必要）

(2) 子牛繁殖農家、肥育農家、と畜場等とグループを構成し、一体的認定を受けて生産行程を管理する場合（この場合、と畜場は生産行程管理者の構成員となっており、J A S マークを貼付することが可能）

といった方法が考えられます。

このうち、J A S 法施行規則第 27 条第 2 号に掲げる「当該農林物資の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）」は、上記の(2)の場合を想定しています。

なお、グループとして生産行程管理者の認定を受ける場合（人格のない社団又は財団に該当する場合）には、当該グループに代表者又は管理人をおくとともに、その構成員が明確になっている必要があります。

（問 4 3）生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することはできるのですか。

（答）

生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することができます。

委託（外注）を行って認定を受ける場合でも、全ての責任は生産行程管理者となることから、生産行程管理者は、委託（外注）先をきちんと管理して常に生産行程の管理又は把握を行う必要があります。

（問 4 4）認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。

（答）

J A S 法では、一度認定を受けると、認定の取消を受けない限り有効です。ただし、登録認定機関が失効した場合は、当該登録認定機関から認定を受けた認定事業者（認定生産行程管理者・認定小分け業者）の認定も自動的に失効するため、新たに別の登録認定機関の認定を受ける必要があります。

（問 4 5）生産行程管理者が認定を受ける場合、牧場にいる全ての牛が J A S 規格の基準に適合しなければ認定されないのですか。

（答）

生産行程管理者の牧場にいる全ての牛が J A S 規格に適合する必要はなく、生産情報公表牛肉にしようとする牛について、J A S 規格の基準に従って管理されていれば問題ありません。

(2) 生産行程管理者の技術的認定基準

(問 4 6) 一部の牛が J A S 規格の対象となる場合、対象と対象ではない牛は別に飼養管理すべきですか。

(答)

J A S 規格対象の牛について、個体ごとに生産情報が事実即して正確に記録・管理されていれば対象外の牛と別に飼養管理する必要はありません。

(問 4 7) 牛の個体識別番号は重複のない生涯唯一の固有番号であるが、海外の農場での個体識別情報が付された牛肉の場合、番号の重複により混乱は生じないのですか。

(答)

生産情報公表牛肉の J A S 規格における個体識別情報(番号等)は、それぞれの生産行程管理者においては重複してはなりません。他の生産行程管理者との間で番号等が重複することはあり得ます。

しかしながら、個体識別情報である番号等が重複しても、表示された生産情報の公表の方法(ファックス番号、ホームページアドレス等)が生産行程管理者ごとに異なることから、異なる生産行程管理者において番号等が重複しても混乱は生じないと考えられます。

(問 4 8) 生産行程管理者が外注管理を行っている場合(外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入し J A S 規格の対象とする場合を含む。)、外注先の子牛繁殖農家等が生産情報を記録する様式は定められているのですか。

(答)

生産行程の管理又は把握の一部を外部に外注している場合、その外注先の事業者が記録する様式は定められていませんが、外注先の事業者は、例えば、問 2 2 に示すような様式で生産行程管理者が生産情報の記録を行うのに必要な情報を生産行程管理者に確実に伝達できるよう記録する必要があります。

(問 4 9) 生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託(外注)している場合(外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入し J A S 規格の対象とする場合を含む。)、生産行程の管理又は把握を委託された子牛繁殖農家等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、生産行程管理者も保管する必要があるのですか。

(答)

生産情報の保管の責任を有するのは、生産行程管理者自身です。

したがって、生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の委託を受けた者から生産情報の記録を送ってもらい、これを保管する必要があります。

また、①生産行程管理者が記録内容の確認を行うため、又は②登録認定機関の定期調査等において生産情報が正確であるかの証明を行うために、委託を受けた各々の生産農家等においても記録を保有することが望ましいと考えられます。

(問 5 0) 生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。

(答)

生産情報の記録の保管は、「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表牛肉の対象となる牛がとさつされた日から3年以上保管することとなっています。

(問5 1) 生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者の構成員以外の者(子牛繁殖農家等)に委託(外注)している場合(外注管理していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入しJAS規格の対象とする場合を含む。)、子牛繁殖農家の生産情報はどのように生産行程管理者に伝達するのですか。

(答)

生産行程管理者は、子牛の出生からと畜までの生産情報を記録・保管・公表することが必要となっていますので、例えば子牛繁殖農家に生産情報の管理を委託(外注)している場合、生産情報の伝達だけでなく、その根拠書類も合わせて伝達してもらい、根拠書類と伝達された生産情報が照合できるようにしておく必要があります。

(問5 2) 生産行程管理者はどのような担当者を置くのですか。

(答)

生産行程管理者は、生産行程管理者の構成員の中から、

- (1) 生産行程の管理又は把握する者として、生産行程管理担当者
- (2) 生産情報の公表を担当する者
- (3) JAS規格に適合しているか検査を行いJASマークを貼付する格付担当者を置くことが必要です。

生産行程管理担当者及び格付担当者については、「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に資格要件及び人数が定められています。

(問5 3) 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

(答)

生産行程管理者は生産情報公表牛肉についての生産情報を記録・保管・公表することとなっており、生産行程管理者は、生産情報の公表を担当する者(生産行程管理の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者)に、生産情報を、規定された期間公表させる必要があります。

生産行程管理者が生産情報の公表にあたって、販売先の小分け業者にインターネットによる公表を委託して行うなど、外部の事業者が生産情報の公表を委託することは可能です。

この場合、外部の事業者はあくまで情報の提供を行う「ツール」としての存在にすぎず、生産情報の公表の責任は生産行程管理者に帰属します。

すなわち、生産行程管理者は、正しい生産情報が公表されているか常に確認する責任があり、公表されていた生産情報が委託された者の間違い等に起因するものであっても、情報が不正確であることを見逃した生産行程管理者が責任を負うことになります。

(問5 4) 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

(答)

生産情報の公表は、「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表牛肉の対象となる牛がとさつされた日から3年以上公表することとなっています。

ただし、とさつの日にJASの格付を行わない場合は、JAS格付を行う前までに公表

し、その日から3年以上公表する必要があります。

また、個体識別番号又は個体識別情報に対応する生産情報公表牛肉のすべてが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、その生産情報公表牛肉に係る生産情報の公表を取りやめることができます。

(問55) 生産情報公表牛肉の格付、JASマークの貼付は誰が行うのですか。

(答)

JAS法第18条第1項第2号は、生産行程管理者以外の者が農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことを禁止していることから、生産情報公表牛肉についても、生産行程管理者自身が格付を行い、JASマークを貼付しなければなりません。生産行程管理者又はその構成員以外の者に委託して格付を行わせたり、JASマークを貼付させることはできません。

例えば、肥育農家が生産行程管理者の場合であって、と畜場に生産行程の管理又は把握を委託している場合、と畜場は生産行程管理者の構成員ではないので、と畜場がJASマークの貼付を行うことはできず、生産行程管理者である肥育農家自身が、JASマークを貼付する必要があります。

なお、例えば、肥育農家とと畜場がグループを構成し、一体的に生産行程管理者の認定を受ければ、と畜場は生産行程管理者の構成員となるので、JASマークの貼付を行うことは可能です。

V 小分け業者

(1) 小分け業者とは

(問 5 6) どのようなものが認定小分け業者になれるのですか。

(答)

JAS法第15条に定められている農林物資の小分けを業とする者であり、具体的には、食肉加工業者、スーパー、精肉店等が該当します。

認定小分け業者になるためには、登録認定機関に対して認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準」(平成15年10月31日付け農林水産省告示第1797号)に適合していることが確認され、認定を受けなければなりません。

(問 5 7) 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

(答)

認定小分け業者は、生産情報公表牛肉のJAS規格に適合したJASマークの付してある牛肉を小分けする場合(例えば、枝肉から部分肉又は部分肉からパック肉に小分けする場合)に、小分け前の牛肉に付してあるJASマークと同じJASマークを小分け後の牛肉に新たに貼付する業務を行います。

小分け前にJASマークの付してある牛肉について、小分け後の牛肉に小分け前に付してあるJASマークと同一のJASマークを付すことができるのは、認定小分け業者だけであり、それ以外の者がこのようなJASマークの貼り替えをすることはできません。

(問 5 8) 生産情報公表牛肉の認定小分け業者は、生産情報公表豚肉の小分け業務もできるのですか。

(答)

小分け業者の認定は、農林物資の種類ごとに行われることから、生産情報公表牛肉だけの認定を受けた小分け業者が、認定を受けていない生産情報公表豚肉の小分け業務(JASマークの貼り替え)を行うことはできません。

生産情報公表豚肉の小分け業者を行うには、改めて生産情報公表豚肉の小分け業者の認定を受けなければなりません。

(問 5 9) 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

(答)

小分け業者の認定は、JAS法第15条第1項に基づき、小分け業務(JASマークの貼り替え)を行う事業所(具体的には、店舗)ごとに受けなければなりません。

(問 6 0) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合、認定小分け業者になることが必要ですか。

(答)

(1) JASマークが付されている生産情報公表牛肉について、スーパーマーケットのバックヤードで小分けを行い、小分けした商品に新たに生産情報公表JASマークを付す場合には、小分け業者の認定を受ける必要があります。

(2) しかしながら J A S マークが付された生産情報公表牛肉について、小分け行為を行わずにそのままの状態により販売する場合や、小分けは行なうが、新たに J A S マークを付さず販売する場合は、小分け業者の認定を受ける必要はありません。

(問 6 1) 生産情報公表牛肉の J A S マークが付された牛肉を部分肉にする等の加工は行わず製品を卸すだけの流通業者又は J A S マークが付してあるパックされた生産情報公表牛肉を仕入れて店頭販売する小売販売業者は、小分け業者の認定が必要なのですか。

(答)

単に J A S マークが付された生産情報公表牛肉を仕入れて、それを小分けせず販売する(卸す)場合は、J A S マークを新たに貼付する行為がありませんので、小分け業者の認定を受ける必要はありません。

(問 6 2) 認定生産行程管理者である食肉加工場が自らスライスしたパック肉に J A S マークを貼付して販売する場合、小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

(答)

小分け業者として認定が必要なのは、小分けに伴って J A S マークを貼り替える必要がある場合に限られます。

本件のように食肉加工場が認定生産行程管理者となって J A S 規格に適合しているかどうか検査を行い、最終製品であるパック肉に J A S マークを貼付すれば、J A S マークの貼り替えの過程がありませんので、小分け業者の認定を取る必要はありません。

(問 6 3) 一つの登録認定機関から認定を受けた小分け業者が、別の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者から仕入れた生産情報公表牛肉を取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(答)

他の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者からの生産情報公表牛肉を取り扱う場合であっても、その認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要はありません。

(2) 小分け業者の技術的認定基準

(問 6 4) 小分け業者はどのような担当者を置かなければならないのですか。

(答)

小分け業者は、

- (1) 小分け業務を行う者として、小分け担当者
- (2) 小分け業者が荷口番号を付与した場合に生産情報を公表する者として、生産情報の公表を担当する者
- (3) 小分け前に J A S マークが付してある牛肉を小分けして、小分け後の牛肉に J A S マークを貼付する格付表示担当者を置くことが必要です。

また、これらの担当者は、実際に小分けを行う又は公表を行うそれぞれの事業所に配置されていなければなりません。

小分け担当者及び格付表示担当者については、「生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準」に資格要件及び人数が定められています。

(問 6 5) 小分け責任者及び格付表示担当者が他の事業所に異動した場合、改めて講習を受ける必要があるのですか。

(答)

小分け責任者、格付表示担当者の資格については、異動後も継続するため、改めて講習を受ける必要はありません。

なお、異動後の事業者が異動前の事業者と異なる認定機関から認定を受けていた場合、異動前の登録認定機関の講習会が異動後の登録認定機関から指定されたものであれば、改めて講習会を受ける必要はありません。

詳細については、各登録認定機関にお問い合わせ下さい。

(問 6 6) 荷口は合計で 2 0 頭以内なら 2 つ以上の荷口を合わせることができるのですか。

(答)

2 つ以上の荷口を合わせて合計が 2 0 頭以内ならば、荷口を合わせることは可能です。

(問 6 7) 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

(答)

小分け業者は、小分けの過程において生産情報公表牛肉がいずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難になる場合には、当該生産情報公表牛肉に 2 0 頭以内の荷口ごとに荷口番号を付与することとなります。

この場合、小分け業者が責任をもって、荷口番号に対応する生産情報公表牛肉の生産情報を荷口番号ごとに整理し、その生産情報を記録・保管・公表する必要があります。

なお、小分け業者は、荷口番号を付与した日から 3 年以上公表することになります。

VI その他

(問68) JASマークの除去を所有者が行うのは、どのような場合ですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格に適合した牛肉にJASマークを付した後、JAS法施行規則第72条に定める次の事項に該当する場合は、所有者がJASマークを除去・抹消を行う必要があります。

- (1) 生産情報の公表が取りやめられること
- (2) 公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること
- (3) 公表されている生産情報が事実と反していること
- (4) 生産情報公表牛肉以外の農林物資と混合すること

(1)から(4)に該当する事例として以下のようなものがあります。

- ① 生産情報の公表期間内にもかかわらず、生産行程管理者が当該生産情報の公表を取りやめていた。
- ② 生産情報を公表中にもかかわらず、生産行程管理者が当該生産情報の記録を紛失、廃棄していた。
- ③ JASマークを付して出荷した牛肉の給餌した飼料の名称が、実際に与えた飼料の名称と異なる事実が判明した。
- ④ 生産情報公表牛肉の認定の対象でない牛肉と認定された牛肉を混合し、その牛肉にJASマークを付して販売した。

(問69) 外食店において、生産情報公表牛肉のJAS規格に合格した牛肉(JASマークが貼付された牛肉)を使用している旨を、表示をすることは可能ですか。

(答)

外食店において、生産情報公表牛肉の牛肉を仕入れて調理した場合、その内容(生産情報)が事実と即して正しいものであれば、メニュー等に生産情報公表牛肉を使用している牛肉である旨を表示することは可能です。

ただし、表示する場合、どの牛肉が「生産情報公表牛肉」の牛肉であるか特定し、消費者へ誤認させることなく、表示内容を正しく伝える必要があります。